

第5回教育委員会会議

令和6年3月22日
午後3時30分
本庁舎第10共通会議室

案 件

議案第34号

大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校職員就業規則の一部改正について

1 対象職員

教育委員会所管の学校園に勤務する教職員

2 改正の理由

令和6年4月1日に、不登校生徒の実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行うことを目的として大阪市立心和中学校（以下、「当該校」という）が開校する。

当該校は、不登校生徒を対象とした昼間部及び中学校夜間学級としての夜間部が併設されており、当該校における技能労務職員の勤務時間が、既存の市立中学校と異なるため、新たに勤務時間を定める必要がある。

また、人事院勧告を受け、国家公務員（非常勤職員を含む）において令和6年より、夏季休暇の取得可能期間が、7月から9月までの3か月間から、6月から10月までの5か月間に拡大された。学校園においても、働き方改革の取組みの一環として、柔軟で働きやすい環境づくりを行っていく必要があり、教職員の心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実を確保するという観点から、夏季休暇の取得可能期間の変更を行う必要がある。

さらに、現在教職員が渡航先でのトラブルや帰国時期が遅れる等の不測の事態により、学校運営に支障が生じないように、旅行日程や連絡先を把握することを目的として、私事のため海外旅行をしようとするときは、所定の手続きによりあらかじめ校園長の承認を受けなければならないと規定している。しかし、旅行日程や連絡先の把握においては、昨今の携帯電話等、利便性の高い連絡手段が広く普及し、緊急時の連絡手段が確保されるようになっていること、学校園における働き方改革の取組みの一環として、各事務の必要性等を精査し、学校園における事務負担の軽減を図ることから、当該規定の見直しを行うものである。

上記より、必要な規程整備を含め、規則の一部改正を行う。

3 改正の内容

- ・規則第2条第2項に、当該校における勤務時間を追加する（心和中学校関係）。
- ・規則第12条第1項第12号に、変更後の夏季休暇取得期間を追加する（夏季休暇関係）。
- ・規則第15条の2の見出しについて、字句の修正をする。
- ・規則第23条を削除する（海外旅行関係）。

4 施行期日

令和6年4月1日

なお、暫定再任用短時間勤務職員（短時間勤務の職（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職をいう。）を占める暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。））は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規則による改正後の大阪市立学校の職員の勤務時間、休日等に関する規則第3条第2項第3号の規定を適用する。

議案第34号

大阪市立学校職員就業規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校職員就業規則（平成4年大阪市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定のように改める。

改正後	改正前
<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の勤務時間の割振りは、午前8時から午後4時30分（給食調理員については午前8時30分から午後5時）までとする。ただし、夜間において授業を行う<u>学校（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条に基づき文部科学大臣が指定する学校を除く。）</u>又は課程に勤務する職員の勤務時間の割振りは、午後0時45分から午後9時15分までとし、<u>学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第79条に基づき文部科学大臣が指定する学校に勤務する職員の勤務時間の割振りは、午前10時から午後6時30分までとする。</u></p> <p>[2～5 略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第12条 次の各号に掲げる場合には、職員に対し、当該各号に定める期間又は時間の特別休暇を与えるものとする。</p> <p>[(1)～(11) 略]</p>	<p>(勤務時間)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>2 前項の勤務時間の割振りは、午前8時から午後4時30分（給食調理員については午前8時30分から午後5時）までとする。ただし、夜間において授業を行う<u>学校又は課程に勤務する職員の勤務時間の割振りは、午後0時45分から午後9時15分までとする。</u></p> <p>[2～5 同左]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第12条 [同左]</p> <p>[(1)～(11) 同左]</p>

(12) 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7月1日から9月30日までの間（当該期間が業務の繁忙期であることその他の業務の事情により当該期間内にこの号の特別休暇の全部又は一部を取得することが困難であると認められる職員にあっては、6月1日から10月31日までの間）において5日を超えない範囲内で必要と認める期間

[13] 略]

（単労高齢者部分休業に相当する部分休業）

第15条の2 [略]

[2～5 略]

第23条 削除

(12) 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7月1日から9月30日までの間において5日を超えない範囲内で必要と認める期間

[13] 同左]

（高齢者部分休業に相当する部分休業）

第15条の2 [同左]

[2～5 同左]

（旅行）

第23条 職員（会計年度任用職員を除く。次項において同じ。）は、私事のため2泊3日以上の旅をするときは、あらかじめ校長にその行程を届け出なければならない。

2 職員は、私事のため海外旅行をしようとするときは、所定の手続きによりあらかじめ校長の承認を受けなければならない。

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。